

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日（水） 午後2時30分～午後3時20分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	栗 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産課	技 師	水 谷 昂 栄
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

### 4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

### 5. 議事

栗屋局長

委員の皆様ならびに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、本年度初回の委員会を開催させていただきます。私は4月に水産事務所長に着任いたしました、

栗屋と申します。漁業調整委員会の事務局長としてお世話になりますので、よろしくお願ひいたします。少しお時間をいただきまして、本年度より調整委員会の事務局のメンバーがすべて変わっておりますので、一枚ペーパーを配らせていただいております。私が局長を務めさせていただく栗屋でございます。1年間よろしくお願ひいたします。

[次長、事務局員の順番で紹介する]

それでは、会議に入る前に、成立条件の確認をさせていただきます。本日は村岡委員と吉本委員がやむを得ない事情で欠席されておまして、出席委員は8名であります。委員会規程第6条による開催の要件は満たしておりますので、ご報告いたします。ここからは会長の議事進行でお願いいたします。

葭矢会長

本日はご多用の中、各委員さんにおかれましては、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。事務局長からありましたように、事務局の方が全員代わられて初めての委員会になりますので、スムーズに進みますように各委員さんもお協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事録署名委員は津田委員と池田委員にお願いいたします。

それでは、次第に従って進めたいと思っておりますけれども、第2号議案の知事許可漁業の制限措置等についての諮問に関連いたしまして、あらかじめ報告する事項があるということです。先ず報告事項(1)「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について」を京都府の方から説明をお願いします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(報告資料1-1、1-2、1-3に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございます。ご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。これは第2号議案の手繰第一種機船底びき網漁業の制限措置のうちの操業区域に反映されてくると。そのために事前に対処方針を直したうえで、これに基づいて申請が上がってくるということです。少しわかりにくいと思うのですが、業者間の協定協議において、これまでの「新井崎正北の線以東の京都府沖合海面」が、東の方に若干寄ったところで調整されました。協定締結時期の関係から、その変更を昨年度漁期の許可で反映させることがで

きなかった。実際の福井県の入会は、既に変更後の線に従った形となっており、許可の制限条件を一致させるという話です。

川崎委員                   これは漁業者の相談のもとですか。

葭矢会長                   相談のもとです。昨年のうちに手打ちはされたみたいですね。今まで操業されてきた実績の関係もあるでしょうし、それを踏まえて京都府、福井県の漁業者が事前に協議されて、もう少し東の方にずらそうかと。もともと京都府はできるだけ向こうになってくれという議論でした。

川崎委員                   舞鶴だけですからね。東の方はあまりいなくなりましたから。わかりました。

葭矢会長                   その他なにかございますか。  
従前の正北の線で制限をかけられていたのが、135度20分のところで制限をかけた形で知事の方から条件をつけて申請を受け付けますということです。第2号議案に関係してきますので、そのことだけ覚えていただいたらよいかと思います。

八木副会長               漁業者同士の話を反映させるということですか。

葭矢会長                   漁業者同士でまず調整をしたうえで、その内容を取扱方針に盛り込むといった経緯ではないでしょうか。

(水産事務所)  
廣岡課長補佐

京都府の行う福井県船に対する許可と、両府県の業界の協定との関係性であります。過去に遡ってみますと、漁業者間の協定がまず存在し、尊重するのが前提です。その次の段階として、両府県の知事が入会に関係する覚書を毎年度締結していた経過がございます。その覚書の内容に従いまして、京都府は福井県船に対する許可の事務をしていたということが過去の実情です。

ただ、近年実質的に業界間の協定について、補足的に両府県の知事が覚書を改めて締結する必要がないという状況の中で、事務手続き上の都合もあり、大きな変更事があれば、随時両府県の知事あるいは事務担当者間で話し合いをして適宜修正するとして、基本的には両府県の業界の意向を尊重していこうという流れで今に至っているところです。

現状は、両府県業界間の協定から粛々と許可手続きに移っている状況です。

八木副会長 兵庫県との境界はどのようになるのですか。

廣岡課長補佐 この小型機船底びき網の総トン数15トン未満船の入会で発生しているのは、京都と福井の両府県間でありまして、兵庫県との間にそのような関係はございません。兵庫県から入ってくる船については、沖合底びき網漁業の大臣許可を得ておりますので、そちらの操業区域なり、京都府と兵庫県間の業界の自主協定に基づいているということですので、そこの許可関係について京都府が云々ということはありません。

八木副会長 参考までに、兵庫県の底びき網漁業の操業区域を教えてくださいましては、京都府と兵庫県が何も関係ないのならいいですけど、大臣許可ではこういったところでこうなっているということがあったら、教えていただけたら非常にありがたいです。

廣岡課長補佐 大臣許可を含めた許可漁業操業区域の範囲につきましては、それほど複雑ではありませんので、差し支えなければ次回の委員会で各委員に経過も含めて資料をお配りさせていただくということによろしいでしょうか。

八木副会長 はい。それで結構です。

廣岡課長補佐 承知しました。

葭矢会長 どちらにしても、第2号議案の諮問でこれがポイントになるので、事前に説明された部分です。特にご意見ご質問ありませんか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長 それでは次の議事に移りたいと思います。次は第1号議案「特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」、こちらは諮問でございます。京都府から説明をお願いします。

(水産課)  
水谷技師

(第1号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは只今の京都府からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

この39トンというのは知事許可漁業の分ということですね。これもやはり過去実績を踏まえて39トンということですか。

水谷技師

はい、その通りです。大まかには、推定された漁獲可能量をA海域の各府県における過去の漁獲量の比率で割り当てた結果、京都府は39トンという数字になります。

八木副会長

サバの現行水準についてですが、今後、漁獲できる数量が限られてきた場合のことを心配しますが、京都府の漁業者が有利になるような方向づけを検討しなくてもよいのですか。

水谷技師

現行水準については、具体的な数字を守ってくださいという縛りは現状ありません。ただ今後、資源管理の魚種が増えていくという中で、特にサバ類などが主に漁獲される定置漁業については、魚種を指定して獲るような漁法ではないので、非常に厳しい管理を迫られることは容易に想像できます。

一方で、京都府においては定置漁業が非常に重要な部分を占めておりますので、定置漁業をしっかりと経営していただきながら、今後の次の世代も引き続き漁獲ができるような取組みをしていくことが重要だと思っております。難しいところですが、資源管理と定置漁業の経営面の継続が両立できる仕組みづくりや、京都府への漁獲枠の配分については、国に対しても必要に応じて訴えておりますし、府内の管理方法についてもさらに検討して、具体的な解決策はご説明できる段階にはないですけれども、良い方法を考えて、漁業者の皆さんと協議しながら進めていきたいと思っておりますので、定置漁業、底びき網漁業の操業が続くように頑張っていきたいと思っております。

八木副会長

それなら良いです。こちらを立てればあちらが立たんではどうにもなりませんので。どっちがどうかいうより、多く獲れるような考え方で今後も進めてもらえればありがたいと思います。

葭矢会長

ありがとうございました。その他に何かご質問ご意見等ありますでしょうか。

狩野委員

今、マグロの漁獲につきましては割当量が決まっているという状況で、近年全国では生息量が増えており、決められた割当だけでなく、できるならば、増えている比率での配分ができないか。

水谷技師

現行水準はさておき、クロマグロについては、確かに資源が非常に増えております。定置網で入る数も年々多くなっておりまして、漁業者の皆さんには、ほぼ連日のように放流をしていただいているところです。一方で、クロマグロについては、決められた枠の中で毎年漁獲をしていただいておりますが、水揚げされた量＝クロマグロが網に入った量ではないところがございます。近年の伸び率についても、それぞれの県が枠の中でなんとか対応している状況で、なかなか伸び率という部分のみを抜き出して配分に使うという訳にはいきません。恐らく、水産庁も同じような認識で、そうしたところが、今の各都道府県の漁獲枠の配分の難しさを表しているのかなと思います。

狩野委員

クロマグロは国際的な取り決めがあるが、他の資源管理対象魚種については水産庁が決めることですから、世界的な情勢によってこうしろというのではなく、サバやブリなどで増加の兆しがあるときには、水産庁に対して増枠してほしいというような提言をしていただきたいということをお願いいたします。

廣岡課長補佐

先ほど八木委員がお尋ねの件に関しては、現行水準に具体的な数量明示がない中で、逆に言うと近年の漁獲状況を踏まえて一定の数量配分を受けた方が、先々の数字の動向も含めて、府内の定置漁業者の操業しやすい状況が生まれるのではないかというご指摘と思います。

現行水準というのは、具体的な上限の数字が明示されておりません。目安として内々の数字はございますが、その数字を仮に超過したとしても、漁獲抑制措置を府内の定置漁業者が行う必要は今のところない状況です。ですので、今後の日本海のマサバ資源の状況によっては、過去にない漁獲増が府内で生じる可能性はあるものの、現行水準の数量の明示がない中で、当面は府内の定置漁業者の操業に支障になるような状況は発生しないと思っております。具体的な数字の配分を国から受けると、その枠の中で動けということになりますので、両者の兼ね合いを考えると、当面は現行水準という配分

を受けている中で操業していただくのが良いと思っております。

狩野委員からご指摘のあった、マグロと他の資源はTACの性質が違うのではないかというお話ですが、クロマグロというのは皆さまご承知の通り、国際約束の中で日本としても枠の中で動かなければなりません。日本だけで数量の枠が決められるわけではないということです。その他の魚種、サバやマイワシなどは国際的な漁獲の関係はありますが、現状、国際的な取り決めがあるわけではないので、日本国内のTACを日本独自で決めているという状況で、そこが性質の違うところですよ。

それについて、先ほども申し上げましたように、日本海でサバの漁獲状況が変わったときに、TACの提示を国から京都府が受ける中で、どのような方向性で受けるのが良いのか、どのような意見を出していくのが良いのかというのは、随時漁業者、漁協のご意見を踏まえながら、府としても国に対して申すべきは申していくというような方向になるかと思っております。

葭矢会長

ありがとうございます。ほかにご意見ご質問ございますか。なければ、本議案に特に問題がないということで、京都府知事に、原案には異議がない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございました。

それでは第2号議案に移ります。第2号議案は「知事許可漁業の制限措置等について」こちらも諮問です。京都府から説明をお願いいたします。

尾崎副主査

(第2号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは今の説明につきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

福井県からの入会船に対する制限措置となっております。最初の報告事項で、制限海域を東経135度20分のところで申請を受け付けますということになっています。

よろしいでしょうか。それではご意見ご質問がないということで、本議案は特に問題がないことで、原案に異議がない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。では異議がない旨の答申をいたします。

議案については終了いたしました。次に報告事項ですけれども、報告事項（１）は最初に説明がありましたけれども、すでに終わっておりますので、報告事項（２）の「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を事務局から説明願います。

本多次長

（報告資料２－１、２－２に基づき報告）

葭矢会長

ありがとうございました。属人で管理されている太平洋クロマグロ資源における府外管轄海域で操業する業者への対応について、京都府ではなく国が管理してほしいということが、去年の段階では入らなかったけれど、今年の段階では入って、これが実際に国に要望として上げられます。それとA I Sにつきましては、「まき網との調整を考える会」でも漁業者から要望が出ていたということで、全漁調連に要望を出したところ入れていただいたと。特に２つの要望については、今年はきっちりと反映されたということです。どれくらい国が反応してくれるのかというのは別問題ですけれども、今後、全漁調連事務局を中心に、７月に国に要望され、回答をいただくという段取りです。要望結果が分かりましたら、この場で披露させていただこうと思っております。これにつきまして、ご意見ご質問等がありましたらよろしく願います。

### 【発言者なし】

葭矢会長

また、ちょっと日があきましたけど、益田委員さんが１０年以上委員歴任で表彰を受けられたということで、おめでとうございます。

それでは特にご意見、ご質問等ないということで、次の報告事項（３）「大中型まき網漁業との調整について」を事務局から説明をお願いいたします。

本多次長

（報告資料３に基づき報告）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは今の説明に対しまして



ご意見ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

船主部会では、私から、この資料を使って説明させていただきました。この説明資料をまとめるにあたって、「まき網との調整を考える会」で、地区代表の漁業者、各漁業種類の代表の方、遊漁船業者の代表の方からご意見をいただきました。それを踏まえて、6月に大中型まき網漁業の船主部会という場で、申し入れさせていただいたということです。

「舞鶴港での運行は低速で」については、養殖作業をされている方もおられますので、波が立って危険であること、トリガイの養殖施設もありますので、できるだけ速度落として運行してほしいという要望を新たに付け加えました。また、A I Sにつきましては、前年に引き続いて、関係漁業者との協議の中で要望してほしいという意見がありましたので、出させていただいたということです。

要望に対する回答はまだ出ていませんが、結果が出ましたら、委員会や考える会で調整を図っていきたくと考えております。どうでしょうか。

それではご意見ご質問がないようなので、その他になにかございますか。

廣岡課長補佐

京都府からご報告をさせていただきます。特にお手元に配布資料はございません。本委員会で今後、重要なご審議をいただく事項として、漁業権の令和6年1月1日付の切り替えがあります。このことについて、現状をお知らせさせていただきたいと思ひます。

本年1月に開催しました委員会におきまして、第15次漁場計画の素案、免許のたたき台となるものについて報告させていただきました。それに基づきまして、本年3月末に利害関係人からの意見聴取ということで、京都府水産課のホームページで内容を公開して、所定の手続きにのっとり、利害関係人であることの署名を添えて意見の募集をさせていただいたという運びになっております。1か月の意見募集期間の間、特段意見の提出がなかったということで、この手続きについては終えているところです。さらに、令和4年漁期の資源管理の状況等の報告、あるいは4年から5年にかけての実際の漁場の行使状況やその後の状況変化も踏まえて、最終的に漁場計画案を策定させていただいているところです。この漁場計画案につきましては、次回開催の委員会で京都府から諮問という形でご意見を賜りたいと考えております。

その後の手続きとしては、答申をいただく前に、公聴会開催による関係者からの意見聴取があり、それを踏まえてもう

一度、本委員会でご審議いただいた上で答申をいただくこととなります。なお、漁場計画は本年9月に公示を予定しており、合わせて、免許申請期間等も公示をして、事務を進めていきたいと考えております。

葭矢会長

ありがとうございました。先ほどの説明に関しまして、何かご意見ご質問等ありますか。ちょっとタイトな時間スケジュールで諮問となり、漁場計画のボリュームは結構ありますので、皆さんしっかりとご意見いただけるようによろしくお願いいたします。

1点だけお伺いしたいのですが、9月に計画が公示されて、申請を受け付けていくのですが、今回、免許事務の中で簡略化された部分はあるのでしょうか。例えば、公報の登載とか大変な作業を職員にやっていただかないといけないので、改善されているところや簡略化された部分があるのなら教えていただけたらと思います。

廣岡課長補佐

事務方の事情として、先ほど会長がおっしゃった漁場計画の公示から免許にいたるプロセスの中で一番大変なのが、漁場計画の公示で、過去には、京都府の紙公報ですべての情報を網羅して、一気に刊行するという手続きがありました。そのため、原稿作成や校正などが非常に大変な作業で、会長も関わられたときには非常に大変な思いをされたと思います。

今回、改正漁業法に基づく第1回目の免許事務で、水産課で庁内の関係部署と協議をしたところ、紙の公報の発行は不要という結論になったと聞いております。次回委員会以降でご審議、答申をいただいた漁場計画につきましては、京都府のホームページ上で公開という手続きを行い、必要に応じて漁協等関係者に紙ベースで配布をさせていただくことを考えております。

葭矢会長

ありがとうございました。それでは事務局の方から。

本多次長

(次回委員会の開催日時について報告)

葭矢会長

それでは調整後に日時が決まりましたら事前にお知らせします。次回の委員会から本格的に漁業権免許に係る諮問等事項があがってきますので、引き続き委員の皆さんはご協力よろしくお願いいたします。それでは以上で報告事項も終了しましたので、これにて委員会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【閉会 午後 3 時 2 0 分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 5 年 6 月 2 8 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員